一

源氏物語抄巻一

此物語ハ紫式部作也式部ハ鷹司殿〈従一位倫子一条左大臣雅信女〉官女也相継而侍

〈一条院后皇后宮彰子 後一条院後朱雀院ノ御母也〉上東門院父越前守為時母常陸介為信女也後ニ左衛門権佐宣孝

嫁シテ大弐三位弁局ヲ生ト云 〈紫式部作者也 巴抄云紫式部旧宅ハ正親町ノ南京極ノ西頼宗院ノ東也 式部墓ハ雲林院ノ南小野篁ノ墓ノ西ニあり〉

此物語の起りに説に有とぞ西宮左大臣安和二年ノ太宰権帥ニ

左遷せられ玉ひしに藤式部おさなくよりなれ奉て思ひ歎けれ

此大斎院より〈選子内親王 村上女十宮〉上東門院へ〈以堂関白女彰子 一条院后〉めづらかなる草子や

侍ると尋申させ給ひけるにうつほ竹取やうの古物語ハ目なれたれバ

新しく作りて奉るべきよし式部に仰られけれバ石山寺に通夜して

此事を祈申に折節八月十五夜の月湖水にうつりて心のすみわた

るまゝに物語の風情うかひけるとこそ光源氏左大臣に

[library seal]

あるとき人常に文武二の方によれる人は問云昔在朝の古を惹て杜
納言菩提相乃為めしを言て書のこしけるあるへし甚深なる所に出
加へて五十四帖になして書りしを権大納言行成に清書せられて
世流へ下りせられけるに清紫両人海白異書を可かせて云此物語
世に者或の筆とのこ思へり老子荘子を抑へ紫式部の
変化仁義の道好色の媒善根の縁に至るまて是を示して宗とせし
甚勧荘子寓言に同しく物語詞乃嬌艶さらに法花の一部の内に
はなれ上の事を勝く出也にたる藤式部の名をあらはせけり紫式部
と号せられたり一段に藤式部の名を出云なれとも後に藤のゆかりに
紫の字にあらためらると 清・東朝臣 或説云一条院の御乳の子也
又高院へ下りせられて時我はかりの者有りあされたと新はく

紫式部也絵ひけるによりて此名あり
宇治大納言物語云今は昔に為時とて有りし世にめてたく
やさしかりける人は紫式部の親也此為時源氏は作りぬる世に有名
事とも書きとめて出せけるとそ鴨長明か無名抄に云くるもの源氏
物語の事に見えたり世には書き始めてに出物語識伝に
紫式部やしなはれて出の其にによりて源氏物語は思ひよりと
たはかり是を覚えて源氏に書きて出しと
なれんやよろしかり作者の事を物語とて見えんやうなり
語り出たれ史の志けしとれに物の事也書きたりけるの梢
侍也と云をせさせ浦山しくめてすく行りに大斎院より上東門院へ
めてたき物語や書きて候はむとあるけれは紫式部を召

何かの由申すべきにと仰合せけるは、紫式部に新しく
作りて参らせよと申けるは、旧き物は御覧じつくし給ひて
源氏をかくりけるに、めづらしく作りて云々の女房は又染筆して
めづらしき物語作り出されたる由とて奉る
許ぞ侍りける、云々の式を作りて侍れば
順徳院御記云、源氏物語ハ不可説之事也、更非凡人之所為、紫式部ハ
日本紀をもよく見て作りけるとぞ、時光卿の所存ハ此備言号
日本紀為之、誠諸道諸芸皆縮此一篇、不可説未曾有之
古今・後撰為大意、時則一条院比とぞ見へたり
式部石山寺ニ詣テ趣向をとぞ縁起ニあり。見河海。但大般若経の
事と云説ハ信用しがたき也。大意ハ君臣父子夫婦朋友の道を示す。下

然者也。（毛詩）関雎之興可以有意哉、或ハ荘子ノ寓言、或ハ春秋一字ノ
褒貶等ヲ兼、識者必事々ニ不離ノコトハリノミ也
（海序云）時代ハ寛弘始作リテ康和流布スルコトニ、五条三位京極黄門甚説也（一条院御位ヨリ十八年目）
寛弘元年ヨリ至康和元九十六年（堀川十三年目）、自康和二年至明応二年三百九
十四年、已上四百九十年。又云、安和二年西宮左府左遷ヨリ寛弘ニテ（冷泉院御位ノ年）
卅六年也
（河海ハ源惟良撰 云々）
諸本の不同ハ中ニ清書草書あるゆへにあるなり。青表紙の定家
卿の流布本ニ世ニ流布也。但後成・光行・親行の河内本ありて有り（後成卿ハ黄紙とも）
ともや。源氏物語と名付る事ハ光源氏の物事なれば、紫式部ニ女とか
以て名とす。源氏と云氏ハ嵯峨天皇の時より始まる。是ハ氏の字也
とそ云也。紫ハ此物語にて、大河より…
（山谷詩）

光と申事は此ころより見侍しかとも奥にあり

此物語の時代ハ醍醐朱雀村上三代ニ准拠せらるゝ桐壺帝ハ延喜 又若菜集

雀院ハ天慶 冷泉院ハ天暦 光源氏ハ西宮左大臣如此相当する也

桐壺の巻乃最初ニ両所まて取合て亭子院の御事を載侍り

絵合巻ニ朱雀院の御事を延喜の御手つから事の心かき給ふと

あり 又醍醐宣公の娘ハ寛平法皇の皇女延喜帝の妹也 致仕大臣の母

桐壺更衣乃一所腹とあり 此外ニ其證あり 西宮左大臣ニ准する事

一世の源氏左遷の跡何けるも好色の先達といへりて

大方今の物語ハ其道をたとへるにも菅原作物語のたくひ

大綱ハ其人の面影あるをとりて事をかへてかきあらはさるゝことに

近を模する也 漢朝ハ書籍春秋史記なと云実録し

和漢異同ハ首尾相違帝冷泉院を延喜天暦にたとふれ

或ハ唐の玄宗のかたちをうつし或ハ秦始皇のかくれたる例を

ひけり 又天慶ハ相続乃皇胤なりし也 是は物語上には

朱雀院の御子今上冷泉院の御後なり 或ハ光源氏を安貴の

文相に比すとし好文乃方ハ道の先達なり 在中将の風を学そ

薄雲女院朧月夜尚侍によそへ 或ハ斉野かわる

思ひ是作物語の習也 然に其事の時代なとをあきらかに書あらはされ

ゆゑをもかけるなり

桐壺 凡五十四帖の巻名各其意あり 一部の詞を四諦となす 三ハ

（四諦法門是ハ空仮中ノ三諦となる時 空諦ハ対空 仮諦ハ有 中道ハ非有非空 有亦空 非有非空の二をとる）

詞とことの二をとりて四ニハ云なし 詞のうへにあらはれぬ 天台ハ此ニ

四諦の法門あり 一ハ有門 二ハ空門 三ハ亦有亦空門 四ハ非有非空門

凡世一切の言教ハ此四諦を出ず。是に依て故ニ四諦の外ニ非ず
真実ハ道理言教外ニ有ず　青也此桐壺巻ハ詞少なく[illegible]桐壺
の更衣の事よりはじまりて源氏君誕生より十二歳までの事
此巻に見へたり　但其の詞におもしろき所を後に有り十三歳より
後の事ハ有りへしらされ　第二帚木より十七歳より両巻の中に洞して
年を送る事　其巻に見えし　此類あり　或抄ニ桐壺ニハ人の一代の事見えたる也　桐壺ハ淑景舎
此事の時　此巻端の詞甚深にしてあまたの理を含める詞
なきまゝにても詞いへしと云々　其の作者をあらはして
陶淵明が事を書き[illegible]巻々の趣詞を書きて
又ハ作者の[illegible]雑をあらはす之殊に[illegible]安居を
[illegible]也有云々　[illegible]
禅家集の[illegible]有り太宗[illegible]
[illegible]長恨歌に漢皇と書出し
[illegible]河海ハ四辻宮の[illegible]三百年
後漢[illegible]の王子大夫[illegible]明なし[illegible]其等ハ両説
物花鳥て[illegible]青岩の東山[illegible]
[illegible]前ニハ寿持の事[illegible]宗祇の申されて河海[illegible]
[illegible]日本紀[illegible]一流[illegible]
事[illegible]書[illegible]
女御更衣[illegible]
更衣ハ[illegible]
[illegible]

一あやしの文朝臣なとハ何もいやしきもとすへき也恩賜も
母体ヲ上臈トシテ心ハシメノ事ハカヤウニ記スル也ハアラスハソレホトハナキ下臈也
・やんことなきハ清れかく上臈のまゝ云位すゝむ人の事也
物ヲれハ上を云たる也むかしの二字をやんことなしといと物をつ
よくいへる也先云詞なりいやしき人ハまさにしてよくむつましき也
桐壺ハ光源氏の母桐壺の更衣乃種姓なりいと上朝の事なる也
云ゆへにおもひまする也言つゝまハして旨ひろしと云也
・はしめより我はと思ひ上り此時ハ弘徽殿の三后の種姓を本ていふ我らと
思ひあかる人ハ大臣家の人しもあれ女御のことを云女御
の更衣と同し種姓なる大納言の女子の種姓と云ハ其より下臈の
更衣ハ非参議の三位の女なると云へ三はまては云
一桐壺の更衣ハ三位の中道と云ハ按察使大納言の二女の本
はなはた第一ハ今に云ハたくひ深し
同し程上臈ハ物えんしもかれかくへし嫉妬するの詞也人をも恥之
・あつしくなり見ゆるおくりかんとする
御てやすからすと云詞也かく下臈の性也てく有
上臈サヘアルニ下臈ハマシテ
・めをそはめつゝ目をそはむる也目もあやなとおもへられぬ之目也
白氏文集詩に冷眼と作る是之様也
・もろこしにも遠例をひかる事之様の説あり玄宗皇帝ハ
唐にも之注盤之宮の日本紀にハ霊運当遠と云々
楊字出楊貴妃ハよくしれる所をこそ人の内
・ちこそとありつ人の恨をかむ
・楊貴妃の例にもひく網に星
・たへかたき殿上人

女房のねたみそねみ云に殺すあらそひ人ありて云々
●あいなくめをそばめつゝ　なせ或説義りなきことゝ通する也
あいなくは別人是は論ずあつまりの所によらずなきことの詞也又或説によくなき事也
史記云樊噲人見眥側目　鄒陽伝
●めをそばめつゝ　めのこゝろしらぬ人のそしり見るやうなり
●人の善悪に通する詞也正行にしらぬやうなり
●唐土にもかゝる事のおこりにこそ　殷紂は妲己を寵す　周幽王は褒姒を寵せし
共に世の乱たるをいふ　これより次の詞に楊貴妃の事をいひ出す
●それは貴妃の事にたとへたるは上若の事とおもふ
起と驕とあしき起はよろしからぬ也　●あちきなう　いはんかたなきを云
人く日本記に無端とかけり又あちきなしは耳食とも無味の心
の世の乱更衣をも鷹司の楊貴妃にたとへむ
ひそ歎きのたへて長恨歌の詞を引て一条院の姫君にもたとへ
楊貴妃の例も引出つへくなりゆくに
●いとはしたなき事おほかれと
●父の大納言はなくなりて母北の方なむいにしへの人のよしあるにて
●おやうちくしさしあたりて世のおほえはなやかなる御かたかたにもいたうおとらす
●なに事のきしきをももてなし給ひけれと
●とりたてゝはかはかしきうしろみしなけれは
●事ある時はなをより所なく心ほそけなり

おほみこ〳〵ハ女のたまふ[illegible]
あのみこといふハ男の事也 源氏の[illegible]
やしなひハうぶやしなひ也 産処ニ[illegible]
ひとつ[illegible]
はらみありて其うち乳母の所にすみ給ふ事也 源氏[illegible]
一ノ御子ハ朱雀院の御事也 右大臣ハ弘徽殿の父也
よせおもく ト 世の覚え也 世ハ縁也 諸君[illegible]源氏[illegible]
こハあるまじきこと[illegible]
にほひハ花のにほひのことし 毛詩 黍稷非馨 明徳惟香ト云々 具ニ盛徳ヲ白ト云々
私物[illegible]物[illegible]
御[illegible]ト云々
ならひ[illegible]源氏の御母君也
大宮[illegible]礼記ニ宦学ト[illegible]男女[illegible]君ニ
そのかみ[illegible]其中ニ[illegible]内侍
あそく朝夕の前ニ[illegible]
前後[illegible]物也
上すめしけれども 上臈[illegible]
上臈[illegible]思ひあかる也 まへこもの[illegible]上臈
[illegible]有すまし[illegible]字[illegible]也
まなのかたりハ[illegible]の気色也
[illegible]夜着尊夜晝同輦ト長恨歌ニ[illegible]
おとのなし[illegible]退出[illegible]其[illegible]結ぶ

よき人はまつくしけれと、みなこえおもしろし 言はゝ常にはあるまし
坊おとうとせとし 東宮坊の事也 善く世とはいはれし
一の人と云は 弘徽殿の太后の事也 桐壺の更衣
衣とは寵愛の事を一のみこの御腹なる事を思召也
御子うまれ給ひて 朱の兄弟に女宮なりし
いまあとのを 諫し給ひし御後ちうちなりし
引きうけ一家の賢人にあられ 恐るゝ日本紀可畏と云
りし紀弥とあり 其外の桐壺の御方の事也
まて給ひし 吹毛求疵 ほかの事は更衣は独人の事なり
公卿の事 朝廷の事は及ぬ事も有て 女房の事なり
まて 立居ふるまひ 御殿のとのもの事なり

うまれかはりくちはおそろしくなる事なり
御局は桐壺なり 桐壺は桐木を植たる処也 淑景舎 下云五舎の
一 昭陽舎 梨壺 春宮の座 所 飛香舎 藤壺 凝花舎 梅壺 襲芳舎
センナリ 雷鳴壺
うりまかりは御殿よりまうのほりて其間に殿舎有新
清涼殿 後涼殿
弘徽殿 麗景殿 宣耀殿 をとをり馬道はしめ
御かたくを過させ給ひて御殿とは清涼殿也
前うちし人の御方々殿上の事通せ云
内侍
うち橋うちわたし 御局のうちにて
ある時は打橋 渡殿の御通ひを 更衣の廊也
ますうちは罪なる人
あらしの御使をも 村上の御時宣耀殿の女御と
芳子小一條大臣師尹娘
安子 右大臣師輔娘

為範このあつかひし時其ゆへくの人出つうしの道に不浄の事たはむし
侍る事とて[illegible]遊び[illegible]すなはちすそ[illegible]とて云り
一え[illegible]ねかたりし[illegible]とたえかたしといへんくあかしかへん[illegible]
しも四扇の事也　一ま[illegible]の記ハ[illegible]事也
一[illegible]後涼殿ハ[illegible]殿の西にあたりたる殿なれハ
昔の所に近[illegible]人[illegible]對の屋なりて[illegible]と[illegible]清涼殿
の二間ハ上局[illegible]中宮の[illegible]の事[illegible]日の[illegible]の傍へ
乃二間と上局と申也　是後醍醐院の[illegible]之
一[illegible]後涼殿之[illegible]とも[illegible]の[illegible]なり
[illegible]と[illegible]て[illegible]事あり[illegible]
[illegible]

一[illegible]　皇子三歳着袴例　冷泉院天暦四年七月
廿三日　春宮時　円融院　康和九年八月十五日　親王時
一[illegible]内蔵寮　納殿ハ清涼殿の[illegible]なり
一[illegible]病[illegible]の事也　一[illegible]
一[illegible]一二首[illegible]文字の[illegible]
一[illegible]
一[illegible]之
一[illegible]退出の[illegible]の事
一ありけ[illegible]文許[illegible]あり
一[illegible]事[illegible]仕之
一[illegible]

ことにふれてもしは句のうちに餘情を思ひ寄所の面影ありて

かなしきとの事にかなひたるにや

まことにも　眉之　随流　史記

我の前にまゐりて　我もさりぬれば行く我もさへ

てぐるまのせんし　輦と云は輿にて手ぐるまと云也

なども重之　延喜雜式云凡聽輦車出入内裏者妃限曹司夫人

及内親王限温明殿後涼殿後命婦三位限兵衛陣但嬪女御

及孫王大臣嫡妻聽輦限兵衛陣　西宮云親王大臣中老宿人

有此恩女親王女御尚侍毎出入藏人經奏聞仰之　雖載式每度仰

令聽温明殿後涼殿は三ツ中の殿之温明殿は内侍所おはします

殿之東の宣陽門の中にあり此卷の詞にあつらひてさしよりたる

のしるしにてさぶらひしを[illegible]

延喜式に夫人及内親王は後涼殿の後より[illegible]

又兵衛陣と云は中重門の外ゝ閤門と云は中重の門也

言てぐるまのせんしたまはせても又入らせ給ひて更に許させ給はず

[illegible]

病氣にて内を退出ある時輦車をゆるされし例ある也　式部卿[illegible]

[illegible]

いましとし[illegible]

略は[illegible]

おもふ[illegible]

気之思の[illegible]

いとかなしくおもふらんかし 花鳥云いつれの御時にか思ふ

やすみしるなるの宮ニ服なる河の御もとにておはしますを

御門思ふ事の余り[illegible]皇子物のまゝに[illegible]之 一説 此説ハ源氏ノ母ニよりて河

かくしは御殿にあり御事をまたず世上にもひろめけるにや

更衣ハ[illegible]とも内裏にて御法ありて[illegible]之 （注：[illegible]）

是ハ深くおもひめすニ説ニ云 其人ハ御ゆゑに御子をも内裏にとゞめらるゝ

ハ御心にあらすなかれとも更衣ニ退出せしむる大事なりけり

侍ゝ事日よりゆるして

皇子の御ことし 天子の思ひ召せる所といふともその儀

とあひて勅使にまかせた宿りしるひ事にわかれるゆえにいとゞ 注：[illegible]

又ニハかくてあり 河海抄説其理分明なれ 先無服の殤と云ハ令義解ニ

謂未成人死日殤云 未成人とハ七歳以下の人也 七歳以下の人無服

せる時ニ其親たる人のなけきあまりいとほしみ侍りと云て服なしといへとも無服

の殤と云り 其父母ハ本服三月ニハ三十日服 伯叔父姑兄弟姉妹一月乃 （注：二九／三月ノ服之／十九ヨリ十六マデ）

服ニ三日のいとま 母方のおぢをばとハ父かたのおぢの服 おとゝい一月のいとま之

の喪ニあひて服暇事ハ律令格式の文ニみえたる事也 所詮今の世ニ

おもて七歳以下の人ハ一切に服もいとまもなき事と定あり

然ニ源氏の君三歳ニて更衣ニおくれ給ふ時ハ退出あるハ物忌の為ニてハ

有服服暇有之ニよりて其の服なきにあらすして神事たりと云

凡 服のかゝれ例ハ服の人ハ内裏を退出あるの

事也 河海ニ載られたるハ令義解の義を挙て文ハ本帳

三月の服も無服の殤のゆゑに其證文ハあらさる事之

是は何も秘決あり別に云ふべし
一説七歳以下の服なしと云事、延喜已来の事也。其已前は服あり
しと云々や　已上凡下注
尊子事の例なし。源氏君御事にて何事も知り給ひけりと語る
問云錫紵
錫紵しき事にたし宜字是より言ふ者錫紵の中の日之
所ぞくふ頭大きりの人々別不一定にうひたるやと
おほよそ是を葬送の事也。云ふと云ふ者の中に云ふ之
云ひたる事を見し、そこひたるまこと人をおもふ
やまん二十日せよ
答云、何もありかるやうそれを知らせよ
[illegible]
問云なにとくと云ふ服字之一向不出之かずの事に
これ思ひ給へし。これは思ひし事ありと云々
三位の又の紙し、此詞皆わり上の位を越えて何れの
されば春日の御の位三階を越えて御之更に三位なり
ゆく三位の位を越へて一階は三の位をこそや武者お
わざと三の位とあり、正三位の事也
皆ともふし上の上の位にすすむとも[illegible]
まことにまいらする[illegible]
わざとせなりて[illegible]上すめ[illegible]上臈[illegible]
ありとくはみなやと[illegible]
すけなるは河に[illegible]

人の女房 宮のめしうとひ給女房之
おくて人々ハ わか時あかりなきひとつにてそ人〻まう
かりそめ花の色なまれけれ 三のかねを思ひそれをいふ也
見られよりあはれ也 すれ
深まひそし 袖をいひし かうのみの之
藤花枝之 更衣の恐ハ母之ぞくしそなと枕とりのたり
好之 源のまた 枝擢すま人のさゝ枕をかたの花[illegible]紙ハ寄け
言は弘徽殿之くて 弘徽殿 弘徽殿とて住まて源氏の中宮也た
人の右大臣女まつ母之
まつ弘徽殿の女御のみこし 源氏の御事に性をこのませ給はす前ハ文
宮人に右君と宮本もあり[illegible]通ても[illegible]
ぬすくき女房なめし[illegible]の常の命婦[illegible]
野分とちてし すゝ通之聡にかう風之聡[illegible]
うるはしさき時宮之秋風やうらむくはあつもねのうらか文
と云ふをありゆきかしと云ふそいふるみえるあつさむらん男かうた
言小あるは この同月て
おほさむしく枝さへ弘徽殿[illegible]
まれとこの字へ[illegible]肌[illegible]
ゆけめみや 靭負[illegible]靭ハ矢をいふ也
左右衛門ハ弓矢を常す[illegible]
世に内侍の外織物を着せぬ中藹を着せよ命婦と号せ 侍臣
のむすとあせ云ふ命く云ハ下藹のさたる此は賀茂代条に命婦使蔵

人使ふて育之ゆけめ命婦ハ花清の佐及左衛門佐の佐ハまことに
あるまり
父備くよおかしうらし　為はせんくるかくゆかしむかしふのゆへ
蔵人の子の命婦おとり給ハてあれ蔵人のすくはやかにら
蔵しいくう見一月つゝまり給ましさ衆の心ハやうのようつハ義もなつ
られ也てる花事の今の西殿の女房のあかうれくまて
おとりおまつハ御おとり給りとあり靫負と云詞ハあり内参西向て
東ていはむト詣着て給ゐ　何匡て出此
引しいかくり　ませつけしきひしてある紀殿もめかすん宿
出つめりたり　意相類の人ニ入てハ東の事とし
いまやすとさ　老而無妻曰鰥老而無夫曰寡老而無子曰独幼而無父曰孤
四方のやさあれ　命婦ハいかゝく　命の教ハ出て給ふ事也
秋見ても命婦の御用ハ　みちに出ようひめうの
野分ハいたくし　みはてゆりそりし所の程よろづあはれなる事を
扇ひらきうし　あふ今日花宿るれはこゝろ書さやかになくなりさけ
たま重てある月ハいはく　まゝ之御羽柳しとし
南殿をしおきてハ東の事之命まれと帰りゆかうとハ出おかうして
あふさしくハ陰典の事りうハ御ハいるく出也
まりてハいとくし命婦の綱之ハ手りけるしともの為て思ひ
四方の事もて　内侍の上ハ命婦より紀な性ゆし人之
云ハ物あうし　花より初花を命婦の侍る事して
ふちしきふゆけのりてそめしから仰ら進つけむハいはむかして

元輔ら[illegible]の頭ニ[illegible]といふ[illegible]けた[illegible]ハ

重て[illegible]とれ[illegible]を[illegible]

目をみ[illegible]ね[illegible]の詞そ

頭ハすて[illegible]ハ勅定そ[illegible]ハ勅[illegible]の詞[illegible]

君を君ニ[illegible]て見たてまつ[illegible]

むかしの[illegible] 源氏を文[illegible]の[illegible]と之体

宮やすみ[illegible]ハ[illegible]禁裏ニ[illegible]

最[illegible]とハ若宮の[illegible]く 莊子曰壽者多辱

[illegible]ハ[illegible]てありと[illegible]せ[illegible]の事を[illegible]

[illegible]内裏と云[illegible]宮の[illegible]を[illegible]

[illegible]のひハか[illegible]

[illegible]長[illegible]前[illegible]

[illegible]乳[illegible]と之体

内[illegible]内を[illegible]の[illegible]あれ之

[illegible]の[illegible]を[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]て[illegible]の[illegible]

[illegible]諸の字を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]今ハ[illegible]を中[illegible]

おもしろきは　目に見えて結構なる事にて

[illegible]しおもしろき事をいふ也[illegible]

[illegible]すれ[illegible]也[illegible]

して[illegible]頽堕は市[illegible]早[illegible]

[illegible]

[illegible]倉婦[illegible]

[illegible]

[illegible]事にあり[illegible]

[illegible]事[illegible]

[illegible]頭

[illegible]

[illegible]

[illegible]

倉婦[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]車[illegible]

[illegible]男女[illegible]上人と[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ふる事なき後の音の人のなれわすれひとりはつらきそれ
ありし人の様く
かりそめやさし女房のされ一かた親は女房の上らうの男の娘
殊の下ニ上らう事ありて世継也といふ女房ニハ自分人々も嫁の上ら念
上臈分の人のかの世継也とて又いふ命婦ニ其七の親
凡のしあはせのよきものはそれの男之調度ハその人々ら臭く忘て
日つきやうし勝手の御かいやくの人と忘 裏書せいもものけそわかれ
天子の御事の世をしろしめす後の人をしますらししきハせとヒキナリ
寂寞 サウクミキ ものさびしき
すくらけし速宮之やくと云儀之早速之すみやかにあるものなり
かのいにしへの事なり也

[illegible]
そひ事也 又家の世継の事をそひ数くあるといふ又家の定を
此てそ事しててとく
ゆらん事ある事かく 命婦ハかの御世継おハしまし事を書く世継する
わにもそれを世継くわしくは御世をしらしめさるの御継也
長恨歌し 伊勢集に長恨歌の御絵の屏風亭子院に世継
形らの名をいふ世継ひけるに御門の御子と御かたちのおはしませ 紀氏の
かつて紬ハ紬の紋の国の事の長恨歌の紅梅
上の一首ハ此御ゆゑにて世継へつと伊勢集に載也 亭子
院の御時に人のつかへまかりて
物をまうしけるとあるハ伊勢の歌 貫之の歌

いふ人見出し給ひて後いよ〳〵長恨哥の絵をこそ見かへして時々見せ
給ひ由みかど迄も其絵どもを書き給ひし事を[illegible]ならねども
と通憲法師 信西 唐書 唐暦 楊妃外傳 中より書を考へて
かりしく絵を書せて今の世にハ長恨哥の絵といひ伝へ給ふ是
平治の乱の有し時の事なり、されど後白河院にはけんとうけんの思く
くらべ給ひとそあそばれしもののごとく 安養山が[illegible]信頼が[illegible]
有しすくなりし給ふ筆を見の絵ハ平治元年十二月十五日ま
寶蓮華院に[illegible]信西一紙を出して[illegible]
の世給ひし之
まつりし[illegible]をとり[illegible]
いよ〳〵[illegible]九の[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible] 天子 [illegible]
[illegible] 大納言 [illegible]
[illegible] 余 [illegible]

為家卿のおもひしかはかりなる為家卿おもひ立給ひし御ゆかしけるところ
ゆゑ唐の事をも書あらはせしそれとも天子の御仰あつかひをも聞え
形見を見らんせしかは。それ今つかせておもひやるらんと仕侍りけり
まことに思ひ給ふ之体
玉妃の住み給ふ所をたつねしに臨邛道士術をえて蓬莱宮にいたり
楊貴妃にあひて玄宗の志を傳へし時楊貴妃の形見の物とて
使者に授し給ふ金釵鈿合なり此二の物を半分を打わり
て給ひしよし長恨歌にもみえたり又楊貴妃は世のつねの御ゆかりの
く玄宗の母のつきひし時も秘かなるあけの洞(?)
御まへなる物をとてもこの巻の物をゆる也
さく楊貴妃といふ人はしるしけれどかなしみのなくるにかへしの見ゆる也

わたらんとせしかは―けれとそれかなしみ之
方士もとめわひし方士也術士の名之蓬莱宮にいたりし
事を問ひたまひしとはかへし―いつはり
是はいかにやとひめし長恨歌に御すかたかはりておもかけを(?)体
太液の芙蓉―芙蓉は如面柳は如眉と長恨歌に云り之大液池
此名也芙蓉は蓮の花也未央は宮の名也此日本にては未央
の柳は一句也のそこにてなきとも―のにまさることなくしてあはれに
わすれすとて詞ありし一首の詞為桐の本よりもえたる花の色
家よりの桐葉の文の事をおもひを生するゝ其花の色
をもすまゝにて文を(?)部をおもひそ
なほ内なる桐の詞を持すてゝ此詞をおもひ残かりける

河内の家の本には楊貴妃のかたちはゑにかけるは芙蓉柳なとに
かよひたりしかほのいろくらへけなりし宮のひとの御かたちかな
のさるそしみ為よろしきこそ今ゆりさりなから其けさ
あはれ時の事しかも今なくなりぬ物あはれなれはのかんとものあ
はれなきよしとの給ひし今日なりと思給への故花鳥の音そえ
あはれのおもかけをそへてや伝源氏の本一様なれは今のこれにはをとれ
けうらはきよらの事也なり名通用してうかへきと云
けふのひかりしかなくは似たる事を云芙蓉如面柳如眉と云り
又かほに似る花を喩て来るにをそへ着せたる事也かりそめといふ詞
よくそあらはれけるといふものひのは縣字之をとやねの称之
らうたけなりしをおもほしいつるにかへしけるよりかけるけれ

たまくらへかいなくも 河 伊信 貞観殿 河内方 貞竜同
花鳥の色にも音にもよそふへき方そなき 太液の芙蓉は花の色になそらへ
たれは花の色にも音にもよそふへきかたなしとかきたる
やうは楊貴妃を芙蓉柳にたとへたりしかともそれもありけめ
未央の柳は鳥の音にたとへ花のよそひは是婦に柳に
たとへたりける人の名を呼ふ鳥のこゑをたつねけるなり
鳥の音は天の風にひきならす人をめつらしくおもひて
うくひすのこゑもとめつゝなれとも
ひきのこゑはをとこのたつねよるにもくそもあり
朝夕のことくさに 在天願作比翼鳥在地願為連理枝 長恨哥
あそひたまへしかりし 隣有喪舂不相 里有殯不巷歌 礼記
よそのことに

いとやさしき俗にいひやならはせる言の葉し絃管なとの遊にあそふ
折に嘆きしかるそめらねとくしきなとそれやあそひ遊もたえ
月をみすて不對なるそれは羽林勝也と云にいふ夜の事成くる
ある時節みえけれし　五更天到頭鷹(日)月落長安半夜鐘

文字相類

宮の人々しらいは夜もすから遊の中に夜半之鐘ひひきわたりて
後年生の方にふとあわれし　たよりを
言ひしに火をともしけれは　夕殿蛍飛思悄然孤灯挑尽未成眠　長恨哥
夜もなほさりし　亥一刻右近衛夜は官人初夜の時　終子ノ四剋
子二刻後近衛宿申　到卯一刻　内豎亥一刻　奏宿嘯　左右限夜半也
夜のかくしは夜殺　大内裏有東西南北大宮云一箇也
殿門清涼殿　時東也
宮殿を安せられ　有西殿北帳の四角に有灯楼灯とて火を
けるは是は神鏡のかしこき也帳の南にて昼も光々女房の
座とす

あはれなるもてなしにはむさしれあくるも見ても知らる
起きしかひけるや　春宵苦短日高起従此君王不早朝
春宵苦短と長恨哥にも書をもるをもあからしき
玄宗の楊貴妃を寵し給ひし時の事也今の相釜の内に
あれ共おもしろき訣のあるは万机の政をも折々はゆるしゐ君
王不早朝とはいりし内裏にはかまへつりかはりまらせ給ひしと
あるまとりかすうは清涼殿をも無物の御事し

あさかれゐ 朝餉間也 二間 杵所 刑名供ての南に年数二枚ありて
東ありて之絹屏風 夜の御殿方に副障子屏風の内外に安らふ御語夜
あつけありてもえて[illegible]年ちやけられ大ニ体ある本の御膳に
[illegible]しきつうりけ[illegible] 定[illegible]式ある[illegible]
大床子 大床子の御膳は古は朝夕に[illegible]昔は[illegible]御
玉食御之近代不然 居飯をなくて着ともおる陪膳其箸ノ
汜ハ又之御箸に折出 [illegible]御膳に[illegible]音其時陪膳人
撤之陪膳[illegible]四位侍臣役送四位五位六位[illegible]有陪
膳当陪膳 上首を役送 常事古は陪膳在て又[illegible]陪
膳也 [illegible]大床子[illegible]のとれ[illegible]膳[illegible]日の
[illegible]膳[illegible]
きこう[illegible]
[illegible]有せ[illegible]
[illegible]筆小[illegible]金[illegible]
かく世[illegible]世の[illegible]
政[illegible]
[illegible]也断[illegible]音通退[illegible]
退心 断[illegible]
[illegible]楊貴妃[illegible]
[illegible] 甘詩 万葉 和語 文集
[illegible]
[illegible]善悪[illegible]義[illegible]

世にいふつくりものかたりハ人といふ鬼神の執方例なり源氏も其徳ん
有て餘情あれハさる事のあれても言葉ハけに
たのあつくしは物語ハ心をこめて深き事を本とするゆゑや[illegible]
面白かりけんと申されし也所好によるべきことなり 此光君
物語の中に朱雀院の御時まで[illegible]物語をおもひ[illegible]稀
絵合と光源氏とて桐壺に六条院の是非の論するを見て光源氏ノ時分
現在となり我ハ又時代[illegible] 物語と[illegible] 延喜同年事 宇多 早世之
申しくさは物語の光源氏に比し大小院 三条院 八宮文字
と称し七十上天皇に加へしは物語の上の事とし奉りし例
わかりたるを云

ひ年二二歳御しとしは源氏をおもひて東宮にたち[illegible]
然るに源氏の御ことは人の筆才に書かれしに[illegible]
いく義語 ヒウクト カヒケルトヨム
又りそあたし家道とし 光君ハ最愛の中に世に賢臣のおほさ
しまれり醍醐帝ハ
世帝ハ世のもとの文字をえてもひとつに又世々の例をもし
折にふれ世にしおもへく
すがものの事世にをくる源氏の物語を書きてそのはじめ[illegible]
有りめでたくそ文気の花としておもひ取りゆゑなり
あさひなり むかしそ みさほの事に 源氏の物語 此奥
文ハ尚文気のゆゑ世の言を[illegible]とし てらされし せくの物ひらきて 祖母のみこに 奴僕の例
今ハ物語のよしと 源氏の内裏にて書そ

ほのめかし

御書始ニハ御注孝経或ハ貞観政要ヲヨミ始也[illegible]左衛門注
孝経序ノ字尚復云ケ許キ　次尚復読五字如先[illegible]一字読[illegible]
御打出始ニ　いさゝかの事見あり　さゝら剣振ル　騰字[illegible]
あたらし　いろゆりし　卅六字二而ハ[illegible]一人ハ一両[illegible]ずつ
前秋院と系図にあり

いまよりたまめかし　なまめかしく不言のありける嬌[illegible]なまめかしくと云ハ
廿郎ハ花の[illegible]文集の字をなまめかしくと云物[illegible]なまめかしき[illegible]
[illegible]物語[illegible]のなまめかしく云ハ根本[illegible]
始て公卿[illegible]人の[illegible]
と云ハ伊勢物語ニ[illegible]の[illegible]

[illegible]
[illegible]世
[illegible]世とまつ[illegible]
[illegible]或説[illegible]胡乱の[illegible]
[illegible]

そ[illegible]　高麗人
[illegible]　寛平遺誡曰外蕃之人必可召見者在簾中
見之不可直對耳李環朕已失之慎之　[illegible]人
寛平の御誡に必可召見者也と書[illegible]
[illegible]
一[illegible]人　識貞[illegible]訓[illegible]

云僧也蕃ハ客也 僧尼ト云者首有欲恒来朝 是蕃客ト同ク
さ察につゞきて又鴻臚ノ臚ハ臚ノ前ツ日臚鴻のごとく来る人を迎て
悪故鴻臚ハ声を伝ふと云心也 異国人来朝の時出迎事と云
さありて異国の心さししをきゝ給ふ 鴻臚ハ七条朱雀にあり
東寺の辺也
右大弁の事[illegible]の文に右大弁或ハ左大弁
かけ首を[illegible]人にみなを作りかゝりしる事あり
左大弁ハ宗盛 源氏と[illegible]して之
ゐくハ[illegible]てしきたり 将也
[illegible]或ハ乱[illegible]するを或ハ[illegible]くハ不審
すう所也 面文之名行等ニ依奉ス[illegible]作[illegible]当家[illegible]平下[illegible]相[illegible]
容白ハ人ノ下臈にて[illegible]
めまさ[illegible]頭て背に苔相有ト云ハ讒処に赴テ後[illegible]と云讒[illegible]
流[illegible]の事也 古事[illegible]書なしさる事也[illegible]
帝[illegible]の[illegible]光君[illegible]位につき[illegible]小[illegible]の[illegible]臈
一[illegible]子[illegible]世[illegible]世の乱れ来[illegible]事[illegible]乱[illegible]事[illegible]
[illegible]けのさめしし[illegible]摂政関白の[illegible]
奉の事也 源氏[illegible]号を[illegible]
[illegible]是[illegible]大やけの[illegible]
[illegible]事[illegible]
国の[illegible]号[illegible]
[illegible]

浄飯王太子誕生之時阿私多仙人来相詫甚相似気呼（阿私多仙人ト云ハ深え）

心まかせなりし藤原仲直の光孝天皇を相し奉りて高位を

相しけりしハ言やすき相人

是貞親王の事也し親王ハ光孝天皇の御子宇多天皇の

いろえ [illegible] 親王の [illegible] 源氏

いまだ元服志給はざる時 [illegible] 親王の為人 [illegible] 源氏の

姓を授てと思召し親王になし給はず天位に [illegible]

此大和相人おもはくやせて [illegible]

[illegible] の [illegible] 源氏の母 [illegible]

此母 [illegible] 世の不 [illegible]

[illegible]

[illegible] 行 [illegible]

[illegible] 位 [illegible]

すくれ女八宿九曜の行度をもつて人の運命を勘へ [illegible]

源氏になし [illegible] 嵯峨天皇弘仁五年に男女に [illegible] 人に

源の姓を [illegible] 醍醐の子高明親王ハ元服して源

氏の姓を [illegible]

先帝の [illegible] 前 [illegible]

桐壺 [illegible]

[illegible] 内侍 [illegible] 三代 [illegible]

[illegible] 三代の [illegible]

朱雀院 [illegible] 呼

らせ給ふにも見え給ふ 桐壺の更衣のおもかけにかよひ給へるは
かしこし 藤壺ノ母后ハ入内させたまはぬの心也
母后し 藤壺の母后の事也 母后は先帝の后の御事也 先帝の
四の宮 ことにいつくしきは 急にしかりてねたみなくなりて世の給ふ
藤壺の母后の事也
御くはしき女みこたちの一[illegible] 藤壺の御[illegible] [illegible]
せかいくはしと 女宮は 兵部卿宮[illegible] [illegible]之
[illegible]との[illegible] 兵部卿宮の事也 藤壺 飛香舎之
[illegible]しうちまへし奇異なるそおかしき[illegible]更衣に似事と[illegible]
これは人のきはまさりて 更衣は大納言の女ちなみにて[illegible]不足ありけるとそ
[illegible]更衣の[illegible]不足ある[illegible]ひとつまての[illegible]
権門の[illegible] [illegible]之 妻張 諸体

あね東宮の[illegible] 大[illegible] 出様[illegible]
花の色人の心もかはりぬれと[illegible]
[illegible]
[illegible]一[illegible]天子の[illegible]
[illegible]
[illegible]
空泥懸隔[illegible]
儀と尺[illegible]調[illegible]情あり[illegible]
源氏の君[illegible]藤壺[illegible]
[illegible]
[illegible]

あづまびとはあれしのかたの泥にうつくし
人をうらおりすさし薄雲の御時ありし天子の御母の御心うち
と此君薄ほうそく源氏ハ御息所の事しかひ事あつかくくしきつる
こそくハ源氏の薄つかひ御心へとくなかりしよし念比さめさ
ものひとおもせらるれ
はしつきまみし源氏の古今と薄 御かたとくさまに後見のそ
薄雲ハするふかく云之 薄雲ハ古きやさしき御かたの之
にかかりなハ無御気之 せけりすへ御かた之 さこしつけぬハ
ゆかえせりけり
かつ白色らまし 花散里ハ付ても念比なり
すくしハ云ハ 宮中の事ハうき世をすかり自の比

こまやかに弘徽殿女御ハ薄つかひ源氏をゆるにけり
れとこれらくさハ 相撲の事御心ゆくまて哀かく
又さうおりせりし 弘徽殿の御方の女御つかうとも
平等院本自 歌集親王女御玉鬘やらへて御心[illegible]
双美人
かたく思ふ文 一条院御時上東門院の入内せさせ給て
とかくやく薄つかひ[illegible]御ありけれ[illegible]御時なさりしかし
かくいのちとも御りけ 常花和泉式部なとくおもさくなる
上東門院彰子 道長女十二にて入内の事也
此君のは[illegible] 夏殿の天子十一にて加冠ありて御元服
[illegible]
一同と宮は成将利ナ[illegible]の御元

かうふりハかふりを近衛にてかへしかるへきことにて
かたりありつるものたまふへし常のかうふりとひとつ
南殿ハ紫宸殿なりとも称しけるなり紫宸殿の事也
もろこしにてもきうしんし内蔵寮ハ金銀珠玉錦繍をさむるところ
おほせ奉行する也殿院ハ諸国の大やけものをさむ
まいりたる百姓とよくめされつ
夜の御てんハ東宮の御方にハそこを侍従とそ申す事
と云ハ家業かくもちありとさねてさためなき事なれとも
一家の源氏の系統の儀式のありさま入ねすて冠者ハ
冠をするときの官のかうふりこそ源氏の御名乃まつりし公官
八幡花若は父今案
祐太政大臣子二階御所の
諸侍ハ朝孫のつるの時ハ六位の蔵人侍
とうそあり西の方天子の侍従
内侍とうつさ公卿
御所のけ
昔ハ加賀の
八幡
あるハ
公在一人の
公はしく
人やまい

次間ニ侍ニ
まろそ候て
とみえり是ニ
侍ハ五上の事

ばかりの志ほそでし物も束帯の延喜の所々に康保三年九月四日北山下
侍東方間旋立屏風其中敷土鋪二枚茵一枚并為縫部二位
摸衣所二今案一世源氏元服ニモ下侍ノ休所トモ西宮新ニモミユ
赤そでともいへり、之は元服の綺旅装のよりのつきかゝる人ニモ当に装の
阿赤色の闕腋袍と書 夜よの童ニ…ゝる元服の様に源氏
其ハ今侍人ハ衣服令ニ云信…黄袍 西宮記ニ云く 黄ニ袍ニ云…みゆり
元服の時ハ縫腋の黄袍と書へし 但延喜縫腋審無位人
浅黄とあれたるそ長和二年十二月廿三日行成卿記云新造…
着黄衣黄色也 権記の意ハ縫度式の…
會釈して世紀之…云詞との…
不記…

黄く 雅ハ令の文ハ黄衣と…
年三年権記の云く所謂此物後ハ桐壺の巻を延喜の…
物も、長和已前の事ハ西宮抄一書の源氏の元服の時ハ…
とあり、ふるく黄衣の位と用へらる
みな及はるかし 後ハ其元服の儀式ハ春宮の…
高し感し…
又夜…
堂上の人…
まひさ… 雅…
もうふ…

引入大臣ハ加冠者也其字明ハ加冠の心なりけりそ
見ニハ左大臣の姫君ハ葵上の事也
春宮よりの御けしき　東宮より御気色みえけり
思ふ事ニ御むすめ　心ニ思ひつゝけ給ふ
よしひく所ニて侍ふ殿上人の名とも
申ハ是をいふなり文件依こと源氏の朝臣ニ
侍らひにて出給ふ御禄ものとも
の事也御ニ着する皇子ニて姓を給ひて臣下に
なり給ひし事ニ兼し事也
おほえの事ニハ源氏の姓なり

さかふのちのきの御物ちかひ
御前ハ上の命婦とりて給ふ
白き大袿ニ御衣一領
例の事也
左大臣ハ東宮にて上達部
とも

河云白大袿一領
親王ハ白大袿
禄白大袿
白大小袴
御衣ハ上さまの御衣
一領也
御衣ハ天皇の御衣
別の物なり
衣とハ御衣也
草とハ着給ふ事也
小うちきの事
孟云白大褂
大褂中へ入りて
白き大袿ハ女房の装束
着せ給ふ
衣着給ふ
着給ふ
御衣
東山左府
御前ハ御衣
葉云

御前に着せ給ふ
表着
禄ハ東山左府実隆公

一 私[illegible]前将政[illegible]萬良 殿の[illegible]文章[illegible]之[illegible]

大手橋巷を見ずん今[illegible]之[illegible]

[illegible]のまわりかう[illegible]時の[illegible]

[illegible]め[illegible]之

[illegible]の[illegible]世を[illegible]氏[illegible]

[illegible]宣は[illegible]世の[illegible]

[illegible]之

[illegible]と[illegible]世[illegible]

[illegible]

かおは[illegible]

[illegible]庭[illegible]廟之[illegible]

[illegible]

て[illegible]今の世[illegible]

[illegible]その[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]鷹[illegible]

[illegible]の所[illegible]鷹[illegible]

[illegible]鷹[illegible]

但[illegible]鷹[illegible]物[illegible]

あり[illegible]

[illegible]書[illegible]

[illegible]の[illegible]有淳子

と道ハ名人のしる所の總わの名乃後世之[illegible]
そのうへ筆のおりびりめ　一部ハ始終ニ[illegible]
篇々へ入るなるといふ文折摂之國のあり[illegible]
ありまへたるト名づけて在中に列ぬる時皆苦て[illegible]
まりてへふかの[illegible]
りてまへの名の義[illegible]付[illegible]
勝り[illegible]勝[illegible]みそけるの世の[illegible]
や[illegible]にたりあつまりこと[illegible]
それ[illegible]の[illegible]とりて[illegible]
一滴[illegible]のあやくれも[illegible]一篇に入る[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]深渕たり後者ニ[illegible]
[illegible]西宮[illegible]みぎり[illegible]
人名[illegible]源氏の[illegible]
ま[illegible]の[illegible]春宮の[illegible]
[illegible]文[illegible]
見[illegible]せこ[illegible]
[illegible]ハすこし[illegible]
[illegible]
[illegible]元たけ[illegible]白[illegible]
[illegible]
[illegible]文[illegible]西[illegible]

おもく［illegible］けりた。　て［illegible］

つき給是。御あそびの［illegible］の［illegible］まへに［illegible］

［illegible］まつりて［illegible］

大［illegible］のとをりて　［illegible］一

おきて［illegible］御［illegible］二［illegible］

の事を［illegible］の［illegible］事をかくせそ［illegible］

なく本の上［illegible］より十五にて［illegible］事かけ［illegible］

とし一所［illegible］中にありて［illegible］十

よめりけり　春上人［illegible］源のいへ［illegible］

内裏までの［illegible］二［illegible］はし［illegible］

［illegible］まへ［illegible］

［illegible］ていて［illegible］にて［illegible］つかし。

淑景舎　又桐［illegible］　一すりしき

御曹司一　曹司（ざうし）御宿の事也　源氏［illegible］有り［illegible］

里のとの一　二条院也　二条京極にあり　入道［illegible］の所なれ

［illegible］と号せしを正暦二年に［illegible］院ト名を［illegible］

源氏の［illegible］二条院は［illegible］の［illegible］

［illegible］　常［illegible］十［illegible］

一二条院［illegible］

［illegible］にけり［illegible］せ［illegible］

修理職［illegible］一［illegible］造作［illegible］事［illegible］職之［illegible］工［illegible］

ふ［illegible］之　内匠寮ハ物作る事をつかさどる

にて［illegible］と［illegible］　［illegible］

さくら河と聞し事なれと　ここに　ちから　ある人いはく

さて又は昔漢の皇帝より使をたてゝ花をも送ける

事ひのよし此まへの代は千年をへつゝなん

花のはなきみたる　此都の祠に棋をかさねとも

此祠の本宮の祠なりや白祠双鳥　何又市よりの池あり

くわしくはなし

池の辺　楼頭乾鵲池心冷風（白氏文集）趣韻楼ノ名也

昔生石面衣短　荷出池心小蓋跡

夜ふかくをけさとやさん新花にのこそへ　ゆかり

郁隠

111X
3
30